**佐野市高齢者配食支援事業　募集要項**

事業の目的

食事の調達が困難な高齢者（６５歳以上）のみの世帯を対象に、栄養のバランスがとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行う事業です。

　　　対象者　高齢者世帯（世帯全員が６５歳以上）の世帯員で、要支援か要介護、若しくは総合事業対象者であり、介護予防ケアマネジメント等で食事の調達が困難と判断され、サービスが必要と認められた方。

　　　内容　　食事の宅配時の安否確認

　　　回数　　１日１回（１世帯あたり週５日以内）

実施期間

年間

※休業日については、各事業者で設定してください

委託料

１日につき１００円

※同一世帯への配達は、同日に何食分配達しても１日分と見なします。

実施区域

佐野市内

事業概要

佐野市と事業者で配食支援事業委託契約を締結します。事業者からの実績報告及び請求に基づき、１日あたり１００円の委託料を支払います。

利用者自己負担については、利用者から直接事業者へお支払いいただきます。

**【利用開始まで】**

1. 利用希望者より市に申請書が提出される

　　　　　　　↓

1. 配食支援の利用の適否を判定する

　　　　　　　↓

1. 配食支援の利用が決定した場合は、申請者に利用決定通知書を送付する

委託事業者宛に「佐野市高齢者配食支援事業開始依頼書」を送付する

　　　　↓

1. 委託事業者は、指定された支援開始日（決定通知書送付日よりおよそ７～１０日後に設定）より前に利用者宅を訪問して事業について説明し、利用者の了承を得ること（事前面接の実施）

利用者宅の位置確認／食事の取扱いの注意事項／利用者負担金の集金方法／配達時間／食事の受取り時に印鑑をもらうことなど

※サービス開始日については面接時に変更可（変更の場合、市への連絡は不要）

**【食事の配達について】**

配達は手渡しで行い、受領印（当人によるサインでも可）を押印してもらってください（安否確認のため）。

※利用者の安否の確認ができない等の場合

佐野市高齢者配食支援事業開始依頼書にある緊急連絡先への確認および市いきいき高齢課へ連絡を行い、適切な対応を行ってください。

**【利用内容の変更について】**

配食支援の内容の変更（曜日、回数等）、中止などの連絡が利用者から市にあった場合は、委託事業者に「佐野市高齢者配食支援事業利用変更（中止）依頼書」により連絡いたします。

**【実績報告・委託料の請求について】**

事業実施月の翌月１０日までに下記のものを提出してください。

・佐野市配食支援事業委託請求書

・佐野市高齢者配食支援事業実績報告書

・佐野市高齢者配食支援事業記録表

・佐野市高齢者配食支援事業中止連絡表

**【委託料の支払いについて】**

提出された実績報告・請求書を精査し、指定口座へ委託料を支払います。

事業実施月の翌月１０日までに請求書をいただいた場合は、月末に支払います。

応募資格

食事を配達する事業を実施している事業者。

※佐野市契約検査課への入札参加資格審査申請をされた事業者（市内業者については「小規模物品等契約希望者登録申請」でも可）に限ります。

応募方法

**【提出先】**

佐野市役所　健康医療部　いきいき高齢課　地域支援事業係

〒327-8501　佐野市高砂町１　佐野市役所　1階

**【受付期間】**

取扱希望事業者　随時受付

**【提出書類】**

* 配食支援事業実施申請書
* 配食支援事業実施企画書

飲食店営業許可証の写し

損害賠償保険加入証書の写し

利用者に配布する献立

会社等パンフレット

* 入札参加資格審査申請書受付表
  + 契約検査課へ業者登録した際に発行されるもの
  + 小規模物品等契約希望者登録申請書については、受付時の写しがあれば添付すること

審査結果の通知・決定

実施申請書については配食支援事業委託事業者審査委員会にて審査し、結果について通知いたします。配食支援事業者として適格であると認められる場合、委託契約を締結させていただきます。契約締結後、「佐野市高齢者配食支援事業委託事業者一覧」に掲載します。

問合せ

詳しくは下記にお問い合わせください。

佐野市役所　健康医療部

いきいき高齢課　地域支援事業係

TEL ０２８３－２０－３０２１

FAX ０２８３‐２１‐３２５４

E-Mail ikiikikourei@city.sano.lg.jp

※申請書、企画書の電子データが欲しい場合、メールにてお問い合わせください。